毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

大 分 県 編集

株インタープリンツ

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

藤

樹

郎

	ファブルハます	ヘリョナー第四	トーフマー		
月 九 日		七四号	和六年		2 9
(火	曜	日)	新 <u></u>
二 保安林として指定された目的	日田市天瀬町出口字曽田四一六二番一四、四一六六番一〇	一解除予定保安林の所在場所	大分県知事 佐	令和六年一月九日	(の) (o) (o)

目

次

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧 示

告

解除予定保安林 …

所在不分明者に対する保安林指定通知の掲示

〇 告

示

大分県告示第六号

土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営

規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

に知事に対し審査請求をすることができる。

なお、

利害関係人で異議のあるものは、

令和六年一月九日

大分県知事

佐 藤 樹

郎

地区 溜池 地区名 令六・ 縦 覧 . 九から 期 間 縦覧場所

令六・

・二九まで

臼杵市役所

大分県告示第七号

県営防災ため池事業 (地震対策型

事

業

名

産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

 \equiv 解除の理由 指定理由の消滅 水源の涵養

公公

告

者については、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、 を保安林の所在する市町村の事務所に掲示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第三項の規定により通知した次の 当該通知の内容

令和六年一月九日

所在の不分明な者の氏名及び掲示場所

大分県知事

佐

藤

樹

郎

株式会社宮島総業、 所 在 0) 不 分 明 な 者 0) 氏 名

児玉 正善

佐伯市役所

揭

示

場 所

通知の要旨

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

保安林に指定した旨通知があったので、森林法第三十三条第三項の規定により行った通知 て、農林水産大臣から、令和五年十一月二十二日付け農林水産省告示第千六百三十一号で 令和四年十二月二十七日付け森保第七百十九号の三で通知した指定予定保安林につい

令和六年一月九日

大分県報 (告示・公告)